

# I 防衛特別法人税の取扱いにも注意 法人税等会計基準改正等に 伴う実務ポイント

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士

松葉 純一

## 【この章のエッセンス】

- 法人税等会計基準の改正に伴い、法人税等の計上区分についての原則に従って、当事業年度の所得に対する法人税等の発生源となる取引等が資本取引または評価差額等である取引等を識別することが必要となる。
- 特別法人事業税は事業税(所得割)と同様の取扱いを行うとともに、法定実効税率の算式に含めることが明確化された。
- 防衛特別法人税は法定実効税率の算式に含めることが税効果適用指針の趣旨に合うこととなると考えられる。

## はじめに

企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下、「法人税等会計基準」という)が改正され当期首より適用となっている。

3月決算会社においては、法人税等会計基準改正後最初の期末決算を迎えることとなる。

このため、本章では、法人税等会計基準の改正により影響を受ける具体的な取引事例を紹介したうえで、会計処理にあたって留意すべき点を解説する。また、ASBJの2024年年次改善プロジェクトによる特別法人事業税の取扱いに関する会計基準等の改正および令和7年

度税制改正の大纲に掲げられた防衛特別法人税について、ASBJより公表された補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」のポイントについても解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

## 法人税等会計基準の改正の概要

法人税等会計基準の改正では主に次の2点が改正された。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括

(図表1) 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)についての改正点

改正前の取扱い	改正後の取扱い
当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」)は、法令に従い算定した額を損益に計上する。	当事業年度の所得に対する法人税等を、その発生源となる取引等に応じて、「損益」、「株主資本」および「その他の包括利益」(または「評価・換算差額等」)に区分して計上する(法人税等の計上区分についての原則)。株主資本またはその他の包括利益に計上した金額に、課税の対象となる企業の対象期間における法定実効税率を乗じて算定する(なお、課税所得が生じていないことなどから法令に従い算定した額がゼロとなる場合に、株主資本またはその他の包括利益の区分に計上する法人税等についてもゼロとするなど、他の合理的な計算方法により算定することができる)。

- ・利益に対する課税
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式または関連会社株式、以下同じ)の売却に係る税効果

ここでは、法人税等会計基準の改正の概要について解説する。

まず、今回の法人税等会計基準の改正のうち、税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)についての改正点は図表1のとおりであり、改正により当事業年度の所得に対する法人税等を、その発生源と